

第3回一宮保育所の民間移管に関する三者協議会 議事録

平成28年8月10日(水) 午前10時00分～
一宮町保健センター 3階 会議室

1. 開 会

出席者

町：福祉健康課長(課長)、保育所長(所長)、福祉健康課子どもグループ職員(町職員)

事業者：社会福祉法人どろんこ会 運営部 2人(どろんこ会)

保護者：一宮保育所 保護者代表 3人(保護者)

事務局：福祉健康課子どもグループ長、職員1人、保育士1人(事務局)

2. 議 題

課長：8月3日に行ったつくばどろんこ保育園の視察について、どろんこ会には大変お世話になった。保護者代表の方々にも保育の様子をイメージするために大変有意義な視察となったのではないかと。保育内容の細かい点に関して、またこの協議会で詳細を決めて行きたい。

(1) 持ち物・実費徴収について

事務局：持ち物についての資料を用意した。まずは、0, 1, 2歳児用の資料を見ていきたい。各項目について、説明が書いてあるので、質問等あればその場で聞いていただいて構わない。

(各項目について、一宮保育所、どろんこ会からそれぞれ簡単な説明を受ける。)

保護者：(手持ちコップについて)つくばでは縁側においてあるコップで自由に飲み物を飲んでいた。名前を書かずに園に寄付をして、みんなでそれを使うのか？

どろんこ会：それは園のコップである。個人のコップは名前を書いて頂き、給食のときに自分のコップに飲み物を入れて配る。公園などに行くとき飲み物を持っていくが、そのようなときに使うのも園のコップだ。

所長：水筒を家から持参しないのか。

どろんこ会：家から持参する必要はない。園が飲み物とコップを用意する。

保護者：(スモックについて)汚れそうな活動の際、希望者は今まで通りスモック

を利用できるか。

どろんこ会：原則、使用しない。そこまでの個別対応は困難な上、これまで不都合も発生していない。

保護者：(園指定のもの全体について) クラス帽子や製作バッグ、名札など、新たに入園する家庭は購入が必須だが、一宮保育所から移行する家庭は今までの物を使えるか。

どろんこ会：帽子や名札など、園の児童と判別する安全管理上の都合があるので、どろんこ園に入園いただく際には全員揃えていただきたい。帽子、名札ともに入園時に1度購入していただくだけ。

保護者：連絡帳は毎日記入するのか。

どろんこ会：3才未満児と以上児では書く内容が違うが、基本的には毎日保育士と保護者でやり取りがあるものと想定している。

どろんこ会：(服装について) 特別に着脱が困難なものと、フード付の服を控えていただきたい。

事務局：続いて3. 4. 5歳児について見ていく。

保護者：(上履きについて) 公立保育所では使用しており、災害時にガラスが飛散した場合などにおける安全対策で使用している経緯もある。上履きを使用しないどろんこ保育園ではその点についての対策はあるか。

どろんこ会：飛び散らない仕様のガラスを利用する等対策を施しているので、上履きを履かなければ危険な状況を想定していない。

保護者：土地柄、津波被害は心配ないかと思うが、災害とは想定していないものが発生するものだ。施設の外に逃げることも想定しなければならない。

どろんこ会：教室の表側に下駄箱があり、そこで靴を履くところから避難訓練に組み込んでいる。靴を履いて施設外へ逃げることとする。

どろんこ会：(ピアノカについて) 各家庭で用意していただく。希望があれば園でもまとめて注文を取っている。兄弟のおさがりなどがあればそれを使っていただいても構わない。

保護者：(クレパスについて) 1セット買って卒園までもつか。

どろんこ会：何度も買い替えることは想定していない。例えば1色無くなった場合には単品補充などを含めて臨機応変に対応する。

どろんこ会(ぞうりについて) 第1回に示したしおり(案)にぞうりの利用について書いてあったと思うが、これは完全に任意である。裸足が良いという理念から、ぞうりがよいということから販売はしているが、つくばを見ていただくとわかる通り、殆どの子どもたちは夏場、裸足で活動している。ぞうりを使っている子は少ない。

保護者：靴が汚れてもいいという家庭は靴を履いてもいいか。

どろんこ会：もちろん靴をはいてよい。裸足も強制ではない。夏場に靴を履いて遊んでも一向に構わない。

保護者：(実費徴収・課外プログラムについて) 希望者制の課外プログラムで田植え稲刈りがある。一宮では園庭内に田んぼを作る予定だが、そこで行う田植え稲刈りも希望者のみなのか。

どろんこ会：園庭内で行うものに関しては、日々の畑仕事と同じ扱い、カリキュラムの一環で行うことと考えるが、どうしても嫌であればもちろん強制はしない。

所長：(実費徴収・のびのび教室について) 公文式の教材を使うそうだが、年齢別の物を使うのか。

どろんこ会：年齢別というよりも、進度別である。進み具合によってその子にあった内容の物を用意する。

保護者：教材は1冊終わったら次の教材を購入するのか。次はどのような内容の教材をやるのかは園が決めるのか。

どろんこ会：その通りである。

保護者：(実費徴収・完全給食費について) 今までは白米代はかかっている。保護者向けにアンケートをとり、この協議に反映させたいと考えるが、大体いくらぐらいを目安に考えているか。また、高すぎる場合、今まで通り家庭から持っていくということは考えられるか。

どろんこ会：現在、町と協議している。これまでは白米代の徴収がなかったことも理解している。不確定な現状でアンケートをとっても、保護者の方が判断することも出来ない上、最悪のケースを想定して回答が出てくるだろう。そうなるあまり有効ではないので、もう少し協議が進んで、現実的な案が出てからお示ししたい。

事務局：第4回の協議(9月初旬)にはお示しする。

(2) 今後の協議方針・内容について

事務局：今日協議した持ち物・実費徴収についての資料を開示して、保護者に見ていただくわけだが、保護者代表の方から、これについて保護者から意見を徴する予定はあるか。

保護者：その予定である。

事務局：では、次回はその結果を協議し、持ち物・実費徴収について最終調整をする。この他、行事について、延長保育、バス、完全給食についても次回協議会で案をお示ししたい。それをもって第5回に最終的な調整を行うこととする。

(3) 施設名について「一宮どろんこ保育園」

事務局：これまでは、「一宮どろんこ子ども園」と記載があるもの、「一宮どろんこ保育園」と記載があるものと混同している部分があったが、この度、正式に「一宮どろんこ保育園」として認可申請したいという方針が出た。先に

民営化・こども園化した東浪見こども園が「こども園」という言葉を使っているので、一宮に関してはなぜこども園と付けないの？という疑問があるかと思う。東浪見も同じだが、この計画で整備する施設は保育所型認定こども園であり、施設の種類としての分類は「保育所」に分類される。保育所型認定こども園とは、「1号認定子どもを受け入れることを認められた保育所」である。こういった背景から、「認定こども園 一宮どろんこ保育園」という施設になる。

保護者：パッと聞くと、保護者の間では「こども園ではなくなってしまうのか？」と疑問に思う人もいるかもしれないが、保育所型認定こども園の説明を聴けば納得するだろう。認定こども園であることを何らかの形で明記しなければ、認可保育所だと思われるのではないか。

事務局：町のホームページの施設情報には「認定こども園」と明記する。

どろんこ会：どろんこ会ホームページにも「認定こども園」欄を作り、そこに一宮どろんこ保育園」と記載するだろう。

課長：認定こども園を運営するのは、どろんこ会では一宮だけか。

どろんこ会：一宮と同じ平成29年4月開園予定で、南魚沼（新潟県）で1施設運営予定である。

課長：では、この施設名で今後進めることとする。

3. 閉 会